

令和4年度宇治市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和4年度宇治市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条中、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

| (科目)       | (既決予定額)     | (補正予定額)  | (計)         |
|------------|-------------|----------|-------------|
| 第1款 水道事業費用 | 4,148,143千円 | 32,000千円 | 4,180,143千円 |
| 第1項 営業費用   | 4,066,497千円 | 32,000千円 | 4,098,497千円 |

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額820,676千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額182,713千円、過年度分損益勘定留保資金308,636千円及び当年度分損益勘定留保資金329,327千円で補てんするものとする。)

収入

| (科目)      | (既決予定額)     | (補正予定額) | (計)         |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 2,061,434千円 | 775千円   | 2,062,209千円 |
| 第4項 補助金   | 4,606千円     | 775千円   | 5,381千円     |

支出

| (科目)      | (既決予定額)     | (補正予定額) | (計)         |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 2,874,985千円 | 7,900千円 | 2,882,885千円 |
| 第1項 建設改良費 | 2,319,310千円 | 7,900千円 | 2,327,210千円 |

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第9条中、「604,621千円」を「612,521千円」に改める。

令和4年度宇治市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和4年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,708,042千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142,288千円、過年度分損益勘定留保資金158,578千円及び当年度分損益勘定留保資金1,407,176千円で補てんするものとする。)

収入

| (科目)      | (既決予定額)     | (補正予定額)   | (計)         |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 3,317,317千円 | 128,000千円 | 3,445,317千円 |
| 第1項 企業債   | 1,786,800千円 | 62,500千円  | 1,849,300千円 |
| 第2項 国庫補助金 | 649,500千円   | 65,500千円  | 715,000千円   |

支出

| (科目)      | (既決予定額)     | (補正予定額)   | (計)         |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 5,025,350千円 | 128,000千円 | 5,153,350千円 |
| 第1項 建設改良費 | 2,603,689千円 | 128,000千円 | 2,731,689千円 |

(企業債の補正)

第3条 予算第6条中、起債の限度額を次のとおり補正する。起債の限度額「1,786,800千円」を「1,849,300千円」に改める。

宇治市告示第39号

収納の事務及び徴収の事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第5項の規定により、宇治市税の収納の事務、国民健康保険料の徴収の事務、介護保険料の収納の事務、保育料の収納の事務及び公立保育所給食費の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第8条第1項の規定により告示します。

令和5年4月28日

宇治市長 松村 淳子

- 受託者の所在地及び名称
  - 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
地銀ネットワークサービス株式会社  
東京都港区港南一丁目8番27号  
株式会社しんきん情報サービス  
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地  
株式会社セイコーマート  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブンイレブン・ジャパン  
東京都港区芝浦三丁目1番21号  
株式会社ファミリーマート  
東京都千代田区紀尾井町1番3号  
PayPay株式会社  
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1  
株式会社ポブラ  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
ミニストップ株式会社  
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号  
山崎製パン株式会社  
東京都品川区大崎1丁目11番2号  
株式会社ローソン  
東京都品川区西品川一丁目1番1号  
LINE Pay株式会社
- 委託事務
  - 市税(市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税(種別割))の収納  
国民健康保険料の徴収  
介護保険料の収納  
保育料の収納  
公立保育所給食費の収納
- 委託期間
  - 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

宇治市告示第40号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

なお、分任出納員に対する事務委任について(平成28年宇治市告示第75号)の 及び は、令和5年3月31日限りで廃止しました。

令和5年4月28日

宇治市長 松村 淳子

(分任出納員に対する委任)

| 委任事務                               | 委任を受けた者 |    | 委任年月日    |
|------------------------------------|---------|----|----------|
|                                    | 所属      | 氏名 |          |
| 行政サービスコーナーにおける証明書発行業務に係る手数料の収納及び保管 | 市民課     |    | 令和5年4月1日 |
| 行政サービスコーナーにおける証明書発行業務に係る手数料の収納及び保管 | 市民課     |    | 令和5年4月1日 |

宇治市告示第41号

令和5年度国民健康保険料率の決定について

令和5年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定したので、宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)第16条第2項(第16条の5の第2項及び第16条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定により、告示します。

令和5年4月28日

宇治市長 松村 淳子

令和5年度国民健康保険の保険料率

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

所得割 100分の7.57

被保険者均等割 27,700円

世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 17,700円

イ 特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) 8,850円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) 13,275円

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割 100分の2.87

被保険者均等割 9,600円

世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

イ 特定世帯 3,250円

ウ 特定継続世帯 4,875円

介護納付金賦課額の保険料率

所得割 100分の2.89

被保険者均等割 12,300円

世帯別平等割 6,000円

公 告

宇治市公告第18号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和5年4月28日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和5年度第1号

2 縦覧期間

令和5年4月28日以後常時

宇治市公告第19号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和5年4月28日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和5年度第2-1号

令和5年度第2-2号

令和5年度第2-3号

2 縦覧期間

令和5年4月28日以後常時

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

(宇治市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 宇治市教育委員会事務決裁規程(昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「課長、」を「課長及び同条第3項に規定する担当課長、」に改め、「、大久保青少年センター条例第5条に規定する館長」を削り、「及び」を「並びに」に改める。

別表第1庶務に関する事項の項第32号を次のように改める。

|  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|---|
| (32) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成等並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。 |  |  |  |  | ○ |
|--|--|--|--|--|---|

別表第2教育支援センター学校改革推進課に関する事項の項中「 を 「 に改める。

|    |     |    |      |     |
|----|-----|----|------|-----|
| 課長 | 副課長 | 課長 | 担当課長 | 副課長 |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
| ○  | ○   | ○  |      | ○   |
|    |     |    |      |     |
| ○  |     | ○  |      |     |
| ○  |     | ○  |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
| ○  | ○   | ○  | ○    |     |
| ○  | ○   | ○  |      | ○   |

(センター長等の掌理する事務を定める規程の一部改正)

第2条 センター長等の掌理する事務を定める規程(平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 教育支援センター学校<br>改革推進課主幹 | (仮称)西小倉地域小中一貫校の整備に関する事及び小学校就学前の子どもに対する教育に係る計画に関する事。 |
| 教育支援センター学校<br>改革推進課主幹 | 幼児教育・保育の専門的事項に関する事。                                 |

|                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| 教育支援センター学校<br>改革推進課担当課長 | 小学校就学前の子どもに対する教育に係る計画に関する事。 |
| 教育支援センター学校<br>改革推進課担当課長 | 小学校就学前の子どもに対する教育の推進に関する事。   |
| 教育支援センター学校<br>改革推進課主幹   | 幼児教育・保育の専門的事項に関する事。         |
| 教育支援センター学校<br>改革推進課主幹   | 小学校就学前の子どもに対する教育の推進に関する事。   |
| 教育支援センター学校<br>改革推進課主幹   |                             |

改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会教育長訓令甲第2号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市教育委員会  
教育長 岸本 文子

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号)の一

部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項本文の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1項中「地方公務員法第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める者(以下「再任用常時勤務職員」という。)及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第8項中

| 区分   | 再任用常時勤務職員  | 再任用短時間勤務職員                             |                   |
|------|------------|--|-------------------|
|      |            | 1週間ごとの勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一の職員           | 左記以外の職員           |
| 付与日数 | 20日        | 1週間当たりの勤務日数で比例付与                       | 1週間当たりの勤務時間数で比例付与 |
|      |            | 労働基準法(昭和22年法律第49号)の日数を下回る場合は、同法に規定する日数 |                   |
| 取得単位 | 1日、半日又は1時間 | 1日又は1時間                                | 1時間               |
|      |            | 1日7時間45分勤務の場合には、半日単位の取得可               |                   |

| 区分   | 定年前再任用短時間勤務職員                          |                   |
|------|--|-------------------|
|      | 1週間ごとの勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一の職員          | 左記以外の職員           |
| 付与日数 | 1週間当たりの勤務日数で比例付与                       | 1週間当たりの勤務時間数で比例付与 |
|      | 労働基準法(昭和22年法律第49号)の日数を下回る場合は、同法に規定する日数 |                   |
| 取得単位 | 1日又は1時間                                | 1時間               |
|      | 1日7時間45分勤務の場合には、半日単位の取得可               |                   |

改める。

附則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。(経過措置)
- 暫定再任用短時間勤務職員(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例(令和4年京都府条例第27号。以下「条例」という。)附則第24項又は第25項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する。
- 暫定再任用職員(条例附則第19項、第20項、第24項又は第25項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程別表における病気休暇の取扱いの規定を適用する。
- 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する改正後の規程別表における年次休暇の取扱いについては、京都府人事委員会が別に定める日数を付与する。

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会規程第2号

宇治市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 長谷部 松子

宇治市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

宇治市選挙管理委員会規程（昭和42年宇治市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第24号を次のように改める。

㉔ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の

規定に基づく個人情報ファイル簿の作成等並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第30号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和5年3月30日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 長谷部 松子

| 投票区  | 投票管理者 |     | 同左の職務代理者 |     |
|------|-------|-----|----------|-----|
|      | 住 所   | 氏 名 | 住 所      | 氏 名 |
| 第1区  |       |     |          |     |
| 第2区  |       |     |          |     |
| 第3区  |       |     |          |     |
| 第4区  |       |     |          |     |
| 第5区  |       |     |          |     |
| 第6区  |       |     |          |     |
| 第7区  |       |     |          |     |
| 第8区  |       |     |          |     |
| 第9区  |       |     |          |     |
| 第10区 |       |     |          |     |
| 第11区 |       |     |          |     |
| 第12区 |       |     |          |     |
| 第13区 |       |     |          |     |
| 第14区 |       |     |          |     |
| 第15区 |       |     |          |     |
| 第16区 |       |     |          |     |
| 第17区 |       |     |          |     |
| 第18区 |       |     |          |     |
| 第19区 |       |     |          |     |
| 第20区 |       |     |          |     |
| 第21区 |       |     |          |     |
| 第22区 |       |     |          |     |
| 第23区 |       |     |          |     |
| 第24区 |       |     |          |     |
| 第25区 |       |     |          |     |
| 第26区 |       |     |          |     |
| 第27区 |       |     |          |     |
| 第28区 |       |     |          |     |
| 第29区 |       |     |          |     |
| 第30区 |       |     |          |     |
| 第31区 |       |     |          |     |
| 第32区 |       |     |          |     |
| 第33区 |       |     |          |     |
| 第34区 |       |     |          |     |
| 第35区 |       |     |          |     |
| 第36区 |       |     |          |     |
| 第37区 |       |     |          |     |
| 第38区 |       |     |          |     |
| 第39区 |       |     |          |     |
| 第40区 |       |     |          |     |
| 第41区 |       |     |          |     |
| 第42区 |       |     |          |     |
| 第43区 |       |     |          |     |
| 第44区 |       |     |          |     |

|      |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|
| 第45区 |  |  |  |  |
| 第46区 |  |  |  |  |
| 第47区 |  |  |  |  |
| 第48区 |  |  |  |  |
| 第49区 |  |  |  |  |

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第31号

期日前投票の場所について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における期日前投票の場所を次のとおり定めます。

令和5年3月30日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市役所  
京都府宇治市菟道平町2番地の1 アル・プラザ宇治東  
京都府宇治市大久保町西ノ端1番地の2 宇治市産業振興センター

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第32号

期日前投票所を設ける期間について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙において、次の期日前投票所を設ける期間を次のとおり定めるものとする。

令和5年3月30日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 長谷部 松子

施設の名称 ①アル・プラザ宇治東  
②宇治市産業振興センター  
設ける期間 ①令和5年4月6日～4月8日  
②令和5年4月6日～4月8日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第33号

期日前投票所を開く時刻の繰下げについて

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙において、次の期日前投票所を開く時刻を1時間30分繰下げ、午前10時とする。

令和5年3月30日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 長谷部 松子

施設の名称 ①アル・プラザ宇治東  
②宇治市産業振興センター

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第34号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和5年3月30日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和5年3月30日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,057人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,938人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,469人

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年4月12日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日  
令和5年2月28日（宇治市監査委員公表第4号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課  
東宇治地区コミュニティ推進協議会

監査期間 令和4年12月1日～令和5年1月31日

| 監査結果（指摘事項） |  | 措置状況等（改善内容）  |
|------------|--|--|
| 1          | 施設の管理運営について<br>消防訓練が未実施であった。実施されるよう努められたい。                                 | 消防計画に基づき、年1回以上の消防訓練の実施について、是正すると確認しました。  |
| 2          | 会計処理について<br>支出帳票の作成及び支出未済金の取扱について、会計規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。 | 東宇治地区コミュニティ推進協議会会計規則に基づき、予算執行要求書等支払帳票の作成及び予算執行年度における支出未済額処理について、適正に事務手続を行うように是正しました。 |

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課  
槇島地区コミュニティ推進協議会

監査期間 令和4年12月1日～令和5年1月31日

| 監査結果（指摘事項） |   | 措置状況等（改善内容）  |
|------------|---|--|
| 1          | 施設の管理運営について<br>消防訓練が未実施であった。消防計画を作成され、消防訓練を実施されるよう努められたい。 | 速やかに消防計画を作成し、当該消防計画に基づき、消防訓練を実施することについて、是正すると確認しました。 |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 2 | 会計処理について<br>予算の流用及び支出未済金の取扱について、会計規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。 | 橋島地区コミュニティ推進協議会会計規則に基づき、予算流用の承認及び予算執行年度における支出未済額処理について、適正に事務手続を行うように是正しました。 |
|---|--|---|

(揭示済)

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。  
令和5年4月12日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日  
令和4年12月5日(宇治市監査委員公表第19号)
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 福祉子ども部 地域福祉課  
監査期間 令和4年9月1日～令和4年10月19日

| 監査結果(指摘事項)   | 措置状況等(改善内容)  |
|--|--|
| 1 貸付金返還金収入状況について<br>令和2年度の定期監査において、不納欠損処理の遅れが見受けられ、不納欠損処理について速やかに検討されたいと指摘した。<br>これに対し、地域福祉課からは、不納欠損処理について関係部署と協議を行い、他自治体の状況を参考にしつつ検討し、今後、顧問弁護士等相談を行いながら具体的な手法について検討していくとの報告があった。<br>今回、随時監査を行い、調査したところ、府内他市の状況調査は行われたものの、未だ具体的な検討に至っていないことから、早急に検討されるよう求める。 | 不納欠損処理に先立つ整理として、くらしの資金における市、市社協、市民の関係を整理するため、令和4年10月31日に弁護士相談を行った。また不納欠損については、議決による放棄が必要となるため、先進地の事例を更に研究し、他課と調整する中で取り組んで参りたい。 |

監査対象 福祉子ども部 生活支援課  
監査期間 令和4年9月1日～令和4年10月19日

| 監査結果(指摘事項)  | 措置状況等(改善内容)                                       |
|---|---|
| 1 生活保護費扶助費前渡資金支出状況について<br>令和2年度の定期監査において、生活保護費扶助費前渡資金の精算の遅れが見受けられたと指摘し、直ちに改善されるよう求めた。<br>これに対し、生活支援課からは前渡資金の精算については適正に処理するよう課内で徹底するとの報告があった。<br>今回、随時監査を行い、調査したところ、一定の改善は見受けられたものの、今回も同様の精算の遅れが見受けられた。<br>適正な事務の執行を求める。 | 以後課内に周知し、適正に精算処理を行った。今後も引き続き適正に処理するよう、課内に周知徹底します。 |

(揭示済)

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定によ

り、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。  
令和5年4月12日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日  
令和5年3月27日(宇治市監査委員公表第8号)
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 教育委員会 教育総務課  
監査期間 令和5年1月4日～令和5年2月21日

| 監査結果(指摘事項)   | 措置状況等(改善内容)  |
|--|--|
| 1 中学校施設使用料収入状況について<br>これまでの定期監査において、使用料に係る事務に関し複数の不備が見受けられたと指摘した点については、今回も同様の不備が見受けられた。適正な事務の執行に向けて、早急に改善されるよう求める。 | 使用料に係る事務の不備について、適正な事務処理となるよう事務手続きの変更を行った。今後、規則改正も含め、適正な事務執行について検討していく。 |

監査対象 教育委員会 中央図書館  
監査期間 令和5年1月4日～令和5年2月21日

| 監査結果(指摘事項)   | 措置状況等(改善内容)  |
|--|--|
| 1 複写機使用料収入状況について<br>前回の監査と同様、調定及び人金の遅れが見受けられた。また、現金保管上の不備も見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。                           | 指摘事項については、職場会議において事例報告を行うとともに、適正な事務処理についての確認を行いました。また、チェック体制の強化、マニュアルの整備を行い、以後、適正に事務処理を行うよう徹底しました。       |
| 2 図書館資料提供費支出状況について<br>前回の監査と同様、支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。また、同館において納品図書を検収の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。 | 指摘事項については、職場会議において事例報告を行うとともに、適正な事務処理についての確認を行いました。また、担当者研修、チェック体制の強化、マニュアルの整備を行い、以後、適正に事務処理を行うよう徹底しました。 |

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和5年4月28日

宇治市長 松村 淳子

|                     |                                   |                         |                      |
|---------------------|-----------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 供用及び<br>処理開始<br>年月日 | 供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置 | 排水施設の<br>合流式又は<br>分流式の別 | 終末処理場<br>の位置及び<br>名称 |
|---------------------|-----------------------------------|-------------------------|----------------------|

|               |  |     |                            |
|---------------|--|-----|----------------------------|
| 令和5年<br>4月28日 | 宇治式番の一部、羽拍子町の一部、槇島町三十五の一部・十一の一部・千足の一部・二十四の一部 | 分流式 | 八幡市八幡<br>焼木一番地<br>洛南浄化センター |
|---------------|--|-----|----------------------------|